

事 務 連 絡

平成27年12月17日

公益社団法人 全日本病院協会 御中

厚生労働省医政局地域医療計画課

### 消費税の軽減税率制度導入に係る周知及び質問等の受付について

平素より、厚生労働行政に御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

消費税の軽減税率制度については、平成28年度税制改正大綱（平成27年12月16日 自由民主党・公明党）において、平成29年4月に導入することとされております。今後、政府としては法案化して国会に提出の上、ご審議をお願いすることを予定しております。

軽減税率制度の導入は、多数の事業者の事務に影響する一方で、事業者の方々は極めて短い期間でご準備頂くことになります。

このため、早期に、事業者の方々にご理解いただくとともに、実施に向けた準備を始めていただく必要があると考えております。

今般、財務省より当省に対し、制度の案についての事業者への周知及び質問等の集約の依頼があったところです。

つきましては、別紙1「軽減税率制度の導入」及び別紙2「平成28年度税制改正大綱（平成27年12月16日 自由民主党・公明党）」についてご承知頂くとともに、別紙1で示された制度の案の内容に係るご質問がございましたら、別紙3「軽減税率制度に関する質問」にご記入の上、12月24日（木）午前中までに下記連絡先まで送付いただきますようお願い申し上げます。

以上、お忙しいところ恐縮ではございますがよろしくお願い申し上げます。

（注1）尚、質問等の受付に関しましては、制度の案の内容に関するご質問のみに限らせて頂きたく存じます。

（注2）頂いたご質問に対する財務省による回答については、質問等を類型化した上での共有を予定している点、ご理解の程お願い致します。

<ご質問の登録先>

厚生労働省医政局地域医療計画課 大島・山下  
ooshima-fumiya@mhlw.go.jp  
yamashita-miho@mhlw.go.jp  
電話番号：03-5253-1111（内線4137）